

銚子市犯罪被害者等支援に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び千葉県犯罪被害者等支援条例（令和3年千葉県条例第14号）に定めるもののほか、本市における犯罪被害者等の支援に関し、市の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための施策及び取組をいう。
- (4) 再被害 犯罪等により被害を受けた者が、当該犯罪等をした者又はその関係者から、犯罪等により再び被害を受けることをいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (6) 市民等 市内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及びそれらの者が市内において組織する団体をいう。
- (7) 事業者等 市内において事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。

(市の責務)

第3条 市は、国、他の地方公共団体、民間支援団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。）その他の犯罪被害者等支援に関係する者（以下「関係機関等」という。）との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の規定による犯罪被害者等支援を策定し、及び実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

（市民等の役割）

第4条 市民等は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に協力するよう努めるものとする。

（事業者等の役割）

第5条 事業者等は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に協力するよう努めるものとする。

2 事業者等は、犯罪被害者等である従業員の就労及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（相談、情報の提供等）

第6条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に関し専門的な知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

（日常生活の支援）

第7条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を安心して営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第9条 市は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は再被害及び二次的被害を防止するため、住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第11条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者等の理解を深めるための啓発、犯罪被害者等の就労に関する支援及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の理解の促進)

第12条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、その生活の平穏に対する配慮の重要性、犯罪被害者等支援の必要性等について市民等の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、及び犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように、広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等支援を

行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

（財政上の措置）

第14条 市は、犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（個人情報の収集及び提供）

第15条 市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減及び居住の安定を図るために必要な施策を行うに当たり必要な範囲内において、本市の区域を管轄する警察署その他の関係機関（次条において「警察等関係機関」という。）から個人情報を収集し、及び提供を受けることができる。

（警察等関係機関との連携）

第16条 市は、この条例の施行上必要があると認めるときは、警察等関係機関と協議し、必要な協力を要請するものとする。

（本市に住所を有しない犯罪等による被害者の支援）

第17条 市は、本市に住所を有しない者が本市の区域内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。